

いじめ防止基本方針



上市町立宮川小学校

1 いじめ防止基本方針

(1) 本方針策定の目的

本校では、家庭や地域と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進する「宮川小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

(2) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、定義します。（「いじめ防止対策推進法」より）

(3) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。（いじめ防止対策推進法第 1 条より）

また、いじめはどの学校、どの学級でも起こりえます。そのため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全ての児童を対象として、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。

さらに、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組むことが大切です。

2 本校の児童の実態と課題

(1) 本校の児童の実態

- 本校の児童は、明るく元気で、毎日生き生きと活動しています。たてわり班活動等の異学年交流を通して、一人一人の役割やよさに気づき、互いを思いやる心を育み、多くの児童が楽しく毎日の学校生活を送っています。
- 自分の感情をうまく言語化できず、悩みを抱え込んでしまったり、逆にすぐに感情的になり、相手に暴力を振るってしまったりするなど、周囲との関わりがうまく築けない児童もいます。
- 友人と会話をするとき、深く考えずに乱暴な言葉遣いや思いやりに欠けた言動をとったことにより、相手の心を傷つけてしまう場面も見られています。
- 物事の善悪の判断が十分でなく、よくないことだと分かっているにもかかわらず、周囲の友人につられて行動してしまう児童もいます。
- 自分のよさに気付かず、自己肯定感や自己有用感をもつことができない児童も見受けられます。

(2) 本校の課題

- 周囲との望ましい関係づくりができるように、相手を思いやる言葉遣いを意識させるなど、言語環境を整えていく必要があります。教師自らが手本となり、児童の言葉遣いや取り巻く言語環境に常に気を配り、時と場、相手に応じた正しい言葉遣いを継続して指導していくことが求められています。
- 全ての児童が、楽しい学校生活を送ることができるように、道徳科の授業を中心に、心の教育や人権教育をしっかりと行うことが重要となっています。
- 誰もが大切な存在であり、誰に対しても思いやることが大切であることが認識できるよう、全教育活動を通して教える必要が生まれています。
- 安心して学校生活を送ることができるように、全教職員共通認識下での指導を通して、集団のルールやマナーを進んで守る大切さを学ばせ、規範意識の向上を目指すことが大切になっています。
- 全教育活動において、ふりかえり活動に取り組み、自他のよさを認め励まし合う機会を設定し、自己肯定感や自己有用感等を育む必要があります。また、その中で、自他の異なりを認め合う心を育むことについても、指導を重ねることが大切になっています。

3 いじめ問題への対応

(1) いじめ未然防止のための取組

① 「いじめを許さない、見過ごさない」学校・学級づくり

(ア) 児童一人一人が生きる、あたたかな学級経営

「いじめは、人として絶対に許されない」という雰囲気や学級全体につくるとともに、自他を大切に作る心と態度を育てる学級経営に努めます。

(イ) 道徳教育・人権教育の充実

道徳科では、児童自らが考え、議論できる課題や展開を工夫し、心を耕す授業づくりに努めます。また、道徳科の年間指導計画を基に、全教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心を育てます。

② 児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、高める教育活動の推進

(ア) 分かる授業の実践

一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、話し合い活動の充実と学力向上の保障、学びを振り返る場の設定を図ることで、一人一人が達成感を味わい、自己肯定感や自己有用感を育み、高めるようにします。

(イ) 主体的に取り組む児童会活動・学級活動の充実

児童が自律的に学校をよりよくしていこうとする児童会活動や、生活の向上意識を醸成する学級活動の充実を図り、一人一人が役割をもって活動・活躍できる場の設定を図ります。また、たてわり班活動や児童集会を工夫し、児童同士の多様

な関わり合いを図ることで、自他を思いやる心を適切に育むことができるように努めます。

(ウ) 学校行事等での、児童一人一人の活躍の場の設定

児童一人一人が目的意識をしっかりともち、自分たちで企画・運営することができる学校行事の設定を図ります。「自分たちによる、自分たちのための行事」と、学校行事への参画意識を高めていくことで、一人一人が活躍の場を求め、生き生きと企画・運営・活動することで、達成感を十分に味わい、自己肯定感や自己有用感、自他の異なりを認め合う心が育まれるよう努めます。

③ いじめ防止に向けた体制づくりの強化

(ア) いじめ問題に関する年間指導計画の作成と取組

いじめの未然防止・早期発見への取組と、校内委員会等を含めた教職員研修を関連付けた年間指導計画を作成・実施します。また、随時、計画の見直しを図り、より適切な取組となるよう改善に努めます。

※ 参照【表1 いじめ対策年間指導計画】

(イ) いじめに関する研修体制の充実

本校におけるいじめの実態や、社会的ないじめの現状を具体的に把握し、いじめ防止・早期発見のための方策や、発見したときの対応の仕方等についての研修体制の構築及び、それに基づいた実践を図ります。

(2) いじめ早期発見のための取組

① 日常観察

休み時間や放課後の児童の様子の観察、日記等での児童とのやりとり、保護者との懇談会等を通して、教職員はアンテナを高くして、児童一人一人の実態を見守るようにします。些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していくよう努めます。また、児童や保護者、教職員が気軽に相談できる雰囲気をつくるとともに、いつでも相談できる体制の整備に努め、児童や保護者の思いや悩みに素早く対応できるよう努めます。

② 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携がとれるようにします。また、教育委員会、中学校、総合教育センター等の関係諸機関と連携して、情報交換や課題解決を図ります。また、ホームページを活用して、学校の動きを地域や家庭に適時発信し、学校理解の推進のために努めます。

③ 児童理解の充実を図る教育相談

定期的なアンケート調査と教育相談週間を設定し、児童一人一人の思いや人間関係

等を把握することで、担任との心のやりとりが深まるよう図ります。また、必要に応じて、担任以外の教職員（SCやSSWを含む）が相談相手を務める機会を設定し、児童にとって相談しやすい環境づくりに努めます。これらのアンケート調査や教育相談を通して得たいじめ等に関する情報は、全教職員で共通理解を図り、早期対応を図ります。

（3）いじめが起きたときの早期対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。また、児童同士の場合は、いじめていた児童も、いじめられていた児童との場を分けて、安全に確保します。
- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認します。
- いじめの事実が確認された場合、直ちに「いじめ対策生徒指導委員会」を開き、情報を共有し、組織的な対応を協議します。

※ 参照【図1 いじめの防止等対策組織】

- 協議の結果を町教育委員会に報告し、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- 犯罪行為を伴うもの等、本校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育みます。
- 再発防止を図り、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導・支援と、その保護者への助言を継続的に行います。
- いじめが「解決している」状態の判断は、①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3カ月間を目安とする）、②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を基に判断します。いじめが一旦、「解決している」と思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

※ 参照【図2 いじめが起こったときの組織的対応】

（4）重大事態への対処

- ① 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）
 - (ア) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - (イ) いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

(ウ) 児童生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

② 重大事態への対処

- (ア) 直ちに保護者、関係機関等と連携して、いじめを受けた児童の心身の安全確保を行います。
- (イ) 速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会と協議の上、事案に対処する組織を設置します。
- (ウ) 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとります。
- (エ) 調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

③ 対処における留意事項

- (ア) 学校長は、学年又は学校全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会を開催します。
- (イ) 事案によってはマスコミの対応も考えられます。マスコミ対応の窓口を、教頭に一本化するなどして、適切な対応に努めます。

(5) その他

- 年2回、宮川地区学校安全推進委員会を実施、保護者や地域の代表者と情報交換を行います。

【会への参加を願う主な組織】

P T A、放課後児童クラブ、民生児童委員、教育後援会、安全パトロール隊、
こども110番の家、上市交番、地区有識者

- いじめに関する近年の動向について、日頃から情報を集めることで、校内でのいじめ予防に繋げたり、対策を検討したりするための参考とします。
(ネットトラブル、新型コロナウイルス感染性、同一性障害に関するいじめ等)

[主な参考資料]

- ・「改訂版 いじめ対応ハンドブック」(富山県教育委員会)
- ・「幼・小・中学校教育指導の重点」より「生徒指導」等
(富山県教育委員会)

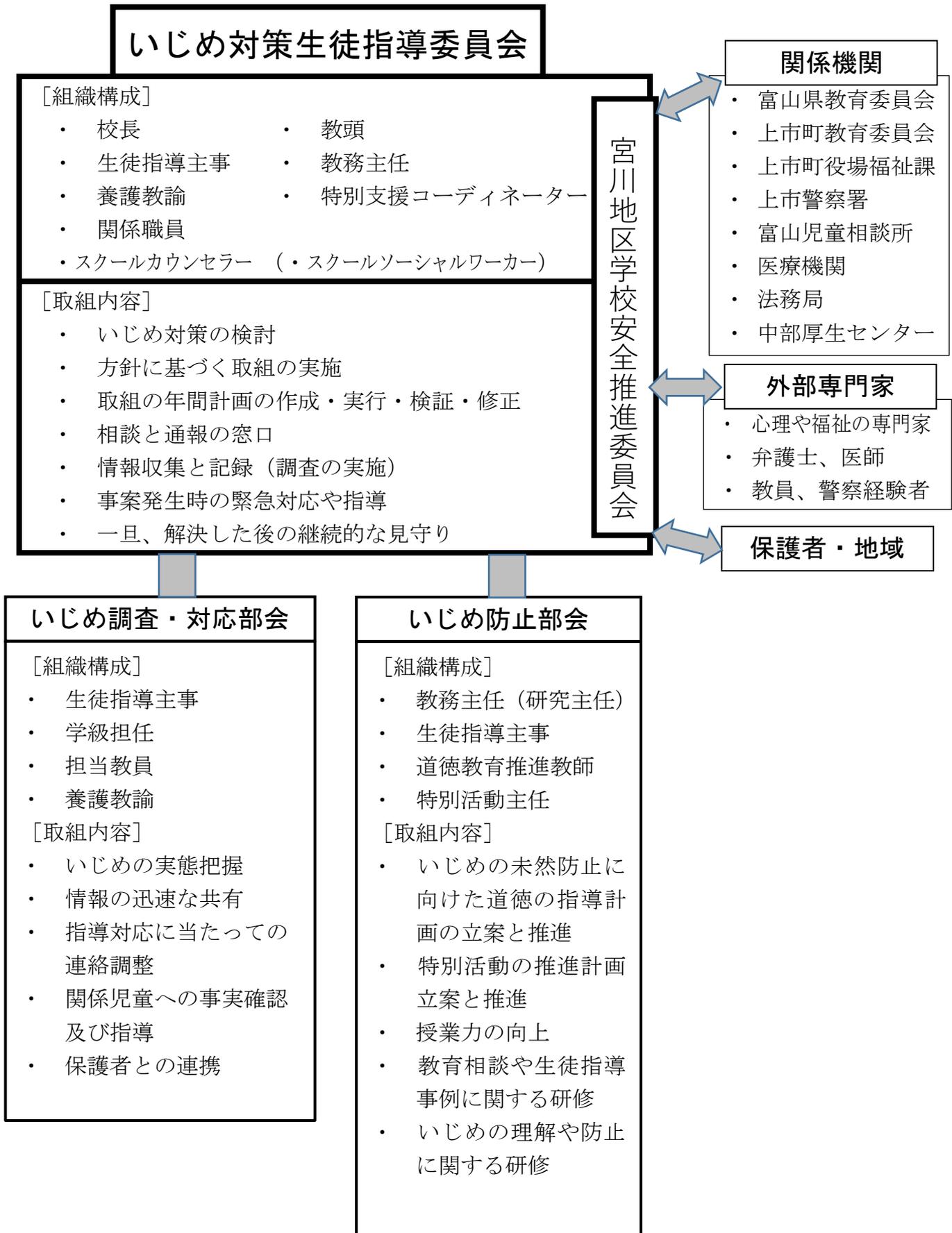
【表1 いじめ対策年間指導計画】

月	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見への取組
4	いじめ対策生徒指導委員会 (その後は、事実があった場合 即時開催) [全] いじめ防止基本方針に関する校内研修会① (指導方針、指導計画等共通理解) ※PTA 総会及び学級懇談会で保護 者啓発	[全] 人間関係づくり① (学級開き) (たてわり班、色団結成式) [児] 「あいさつ運動」 強調週間 [全] SC、SSWとの 出会いの場の設定	[担] 学級懇談会 [SC、SSW] 児童との出会い
5	[全] 校内生徒指導委員会① (生徒指導事例研修)	[担] 教育相談事前アンケート①	[担] 教育相談週間① [担] 家庭住所確認
6		[児童・保護者・教職員全] スマホ・ケータイ安全教室 [全] 人間関係づくり②	・スマホ・ケータイ等 SNS 利用の実態調査
7	★宮川地区学校安全推進委員会	[担] 夏季休業中の生活 安全指導	[担] 保護者懇談会
8	[全] いじめ防止基本方針に関する校内研修会② (面接・教育相談の仕方に関する研修 2学期の指導計画の確認等)	[全] 校外生活巡回指導	[担] 夏季休業中の 生活把握
9		[全] 人間関係づくり③ [児] 「丁寧な言葉遣いをしよ う」強調週間	
10		[全] 人間関係づくり④ (運動会)	
11		[担] 教育相談事前アンケート② [児] 児童会による人権 週間への取組	[担] 教育相談週間②
12	[全] 校内生徒指導委員会② (生徒指導事例研修)	[担] 冬季休業中の生活 安全指導 [全] 校外生活巡回指導	※ 保護者学校評価アンケート [担] 冬季休業中の生活把握
1	[全] いじめ防止基本方針に関する校内研修会③		
2	[全] 校内生徒指導委員会③ (生徒指導事例研修) ★宮川地区学校安全推進委員会	[担] 教育相談事前アンケート③ [担] 中学校との情報共有 [担] 人間関係づくり⑤	[担] 教育相談週間③
3	[全] いじめ防止基本方針に関する校内研修会④ (本年度のまとめ、指導計画の見直し)	[担] 学年末休業中の 生活安全指導 [全] 校外生活巡回指導	[担] 学年末休業中の 生活把握

事案発生時、いじめ対策生徒指導委員会の実施

道徳・特別活動・人権教育・分かる授業の推進

【図1 いじめ防止等対策組織】



【図2 いじめが起こったときの組織対応】

